平成２１年（フ）第４１９号
埼玉県ふじみ野市大井770番地７　ユーハイム202
債務者　小針しのぶ（旧姓渡邉・中野渡）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２１号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目１番６号
債務者　斉藤　昭子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２５号
埼玉県入間市扇台５丁目９番25号、前住所埼玉県入間市豊岡４丁目７番24号
債務者　松本　敏和
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３４号
埼玉県坂戸市大字片柳2154番地５　五日市荘102号室
債務者　平　　亜衣
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１３７号
札幌市西区八軒４条東２丁目５番１号　タウニィノアノア203号
債務者　古谷奈穂子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８４号
札幌市東区北丘珠４条１丁目14番10号
債務者　湯泉　清継
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８５号
札幌市東区北丘珠４条１丁目14番10号
債務者　湯泉眞由美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６３号
札幌市東区東苗穂２条１丁目１番１号　札幌拘置支所内労役所、住民票上の住所札幌市厚別区厚別中央２条６丁目１番47号　館ローラン403
債務者　吉田　成人
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２３号
札幌市東区北24条東21丁目７番８―103号
債務者　富井　博光
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２７号
北海道江別市ゆめみ野東町35番地の２
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２９号
北海道千歳市自由ケ丘２丁目17番12―308号
債務者　西野　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５９号
札幌市東区東苗穂４条２丁目３番20号　第３マンション楡３号
債務者　齋藤　常吉
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３６２号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目１番14―103号
債務者　村上ユリ子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３８７号
札幌市南区澄川６条４丁目２番６―301号
債務者　高橋　洋一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４０７号
札幌市豊平区平岸１条16丁目５番11号
債務者　伊東　道博
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４２９号
札幌市東区北17条東１丁目６番11号　北17条ハイツ５号
債務者　原田　静子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４７号
札幌市東区伏古10条１丁目10番19号　パレーシャル札幌101号
債務者　舘盛　武一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部